

7月11日（土）に開催された「地域創造会議」における地域テーマの内、
7月16日に教育委員会から次のように回答を受けました。

編集版

逆瀬台小学校校区まちづくり協議会

1 / 7 頁

地域テーマ「拠点施設の有効活用に伴う諸方策」の内、要望事項⑤の回答

⑤道路を閉鎖しているガードレールやバリケードは、門扉の役割をしており、これを境界に逆瀬台サービスセンターの行き止まりまでを道路指定から学校敷地として用途変更をする。

認定道路を外すことにより建築基準法上、以下の問題が発生します。
建築物の敷地は、建築基準法第43条の規定により、建築基準法第42条において定義された道路(以下同道路という)に2m以上接しなければなりません。
また、兵庫県建築基準条例第4条の規定により、老人サービスセンターにつきましては同道路に4m以上、逆瀬台小学校においては同条例第4条の2の規定により同道路に6m以上接しなければならないとしています。

従いまして、前面市道を廃止するとなると、敷地単位としてそれぞれ専用通路を廃止直近の市道から確保していただくことになります。

その幅は学校(6m)、せいでい逆瀬台サービスセンター(4m)、市水道局白瀬上配水池(2m)の計12mの通路幅が必要になりますが、現況の道路幅員は12mを満たしていないため、建築基準法第43条の接道要件に違反する敷地が発生することになります。

道路について

2 / 7 頁

建物を建てるために必要な道路とは

一般的に道路とは、人や車が通行できるように整備した場所をいいます。しかし、これだけでは法律的に不十分なため、建築基準法の中でも道路の定義が定められています。

建築基準法では、法第42条において「道路」の定義がされていて、基本的には下記の表に該当する道路のみが建築基準法でいうところの「道路」として扱われています。

建築基準法第42条に定義される道路の種類

幅員(L)	法令種別	一般呼称	内 容
4m ≤ L	1項1号	1号道路	道路法による道路 (国道・県道・市道等の認定道路)
	1項2号	2号道路	都市計画法・土地区画整理法・都市再開発法等による道路

第2節 建築物又はその敷地と道路又は壁面線との関係等(よ)(ろ)

(敷地等と道路との関係) (よ)

第43条 建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。）に2 m以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。(よ)(ハ)(ケ)(ネ)(ク)

国土交通省令=規則
10条の2 ㊦569

(兵庫県建築基準条例)

(敷地と道路との関係)

第4条 都市計画区域内にある次の各号に掲げる用途に供する建築物(次条に規定する建築物を除く。)の敷地は、道路(法第42条に規定する道路をいう。以下同じ。)に4メートル以上接しなければならない。ただし、知事が避難上及び通行の安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。(あ)(お)

- (1) 公会堂又は集会場(あ)
- (2) 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等(あ)
- (3) 学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場(あ)
- (4) 展示場、キャバレー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場又は物品販売業(物品加工修理業を含む。以下同じ。)を営む店舗(その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。)(あ)(か)
- (5) 倉庫(その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。)(あ)
- (6) 自動車車庫又は自動車修理工場(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以下のものを除く。以下「自動車車庫等」という。)(い)
- (7) 工場(その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のもの及び自動車修理工場を除く。)(い)

第2章の2 大規模建築物の敷地と道路との関係

(敷地と道路との関係)

第4条の2 都市計画区域内にある建築物で、階数が3以上であり、かつ、延べ面積の合計が3,000平方メートルを超えるものの敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、知事が避難上及び通行の安全上支障がないと認めたものについては、この限りでない。(お)(け)

(耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物) (リ)

第115条の3 法別表第1(イ)欄の(2)項から(4)項まで及び(6)項(法第87条第3項において法第27条の規定を準用する場合を含む。)に掲げる用途に類するもので政令で定めるものは、それぞれ次の各号に掲げるものとする。(の)(イ)(マ)

法別表1 ⇨ 173

一 (2)項の用途に類するもの

児童福祉施設等

児童福祉施設等=令
19条 ⇨ 214

二 (3)項の用途に類するもの

博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場

三 (4)項の用途に類するもの

公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを除く。)

第2章 一般構造

第1節 採光に必要な開口部

(学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光)

第19条 法第28条第1項(法第87条第3項において準用する場合を含む。)

法28条1項 ⇨ 54

以下この条及び次条において同じ。)の政令で定める建築物は、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。)、保護施設(医療保護施設を除く。)、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設(以下「児童福祉施設等」という。)とする。(の)(マ)(j)

児童福祉施設=児童福祉法7条 ⇨ 1282

老人福祉施設=老人福祉法 ⇨ 1289

【経過措置参照 ⇨ 422】

2 法第28条第1項の政令で定める居室は、次に掲げるものとする。(マ)

老人福祉施設

出典: フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』

老人福祉施設(ろうじんふくしせつ)とは、老人福祉を行う施設のことである。

法律では、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の第5条の3に定めがあり、老人福祉施設とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターとされている。

目次

- 1 老人福祉施設の種類
- 2 第三者評価
- 3 関連項目
- 4 外部リンク

老人福祉施設の種類

老人デイサービスセンター

老人デイサービスセンターとは、高齢者(以下)に対して入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を提供する施設である。対象となる高齢者は、1. 行政の措置によって通わせる者。(65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者が、やむをえない事由により介護保険法に規定する通所介護を利用することが著しく困難であると認められるとき)、2. 介護保険法その他の政令で利用を認められた者。